平成２９年（フ）第６１号
愛知県一宮市神山２丁目14番18号
破産者　合資会社柴新染工所
1　破産債権の届出期間　平成30年１月19日まで
2　一般調査期日　平成30年２月23日午前10時
平成29年12月12日
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第８６号
愛知県一宮市篭屋４丁目１番15号
破産者　髙橋　良子
1　破産債権の届出期間　平成30年１月19日まで
2　一般調査期日　平成30年２月23日午前11時
平成29年12月12日
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１０３号
香川県高松市国分寺町新名536番地１
破産者　株式会社明光印刷所
1　破産債権の届出期間　平成30年１月24日まで
2　一般調査期日　平成30年３月14日午前10時
平成29年12月13日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４５号
愛媛県宇和島市別当６丁目７番１号
破産者　株式会社Ｋ．Ｉコーポレーション
1　破産債権の届出期間　平成30年１月26日まで
2　一般調査期日　平成30年３月16日午前11時
平成29年12月12日
松山地方裁判所宇和島支部

平成２９年（フ）第９３４号
埼玉県白岡市高岩50番地４、旧住所埼玉県北足立郡伊奈町栄６丁目26番地
破産者　小島　幸弘
1　破産債権の届出期間　平成30年２月２日まで
2　一般調査期日　平成30年３月５日午後２時45分
平成29年12月11日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２５年（フ）第３３号
山口県熊毛郡平生町大字佐賀4000番地
破産者　平生工業株式会社
異議申述期間　平成30年１月22日まで
平成29年12月13日　山口地方裁判所岩国支部

特別清算開始

平成２９年（ヒ）第２１０７号
東京都千代田区永田町２丁目11番１号山王パークタワー21階
清算株式会社　株式会社ジーテラス
代表清算人　大賀　　孝
1　決定年月日　平成29年12月11日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２９年（ヒ）第２０３２号
東京都港区赤坂２丁目11番７号
清算株式会社　大阪総合管理株式会社
1　決定年月日　平成29年12月11日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２９年（ヒ）第２０３３号
東京都港区赤坂２丁目11番７号
清算株式会社　和歌山総合管理株式会社
1　決定年月日　平成29年12月11日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２９年（ヒ）第２０７５号
東京都港区赤坂６丁目19番46号
清算株式会社　侑株式会社
1　決定年月日　平成29年12月12日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２９年（ヒ）第２０７６号
東京都港区六本木６丁目10番１号
清算株式会社　ＳＨＡＭ株式会社
代表清算人　氷室　誠治
1　決定年月日　平成29年12月12日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、別表記載の各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、別表の弁済額欄記載の各金員を弁済する。
2　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を別表の各弁済額算定基準金額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。なお、弁済額算定基準金額とは、協定債権金額のうち、利息及び遅延損害金を除いた金額をいう。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部

再生手続開始

平成２９年（再）第１９号
大阪府柏原市太平寺２丁目16番23号ハイグレイス107号（主たる営業所の所在地大阪市北区西天満６丁目７番４号大阪弁護士ビル201）
再生債務者　鈴木　興治
1　決定年月日時　平成29年12月12日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年１月19日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成30年２月26日から平成30年３月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

再生計画認可

平成２７年（再）第４号
京都府宇治市槇島町十八１番地の２
再生債務者　レフライト株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成29年12月11日
京都地方裁判所第５民事部

平成２７年（再）第５号
京都府宇治市槇島町十八１番地の２
再生債務者　日本レフライト工業株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成29年12月11日
京都地方裁判所第５民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２９年（再イ）第２８３号
札幌市豊平区美園７条１丁目２番10―202号
再生債務者　織田　崇宏
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年１月４日まで
4　一般異議申述期間　平成30年１月17日から平成30年１月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（再イ）第３２０号
北海道千歳市自由ケ丘２丁目８番９号
再生債務者　江藤慎一郎
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年１月４日まで
4　一般異議申述期間　平成30年１月17日から平成30年１月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（再イ）第３２８号
札幌市中央区南４条西８丁目７番地１　シティハウス資生館前702号
再生債務者　中田　　修
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年１月４日まで
4　一般異議申述期間　平成30年１月17日から平成30年１月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（再イ）第６４号
埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台南３丁目１番地６　シーアイマンション杉戸高野台101Ｂ
再生債務者　佐藤　慎一
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年１月４日まで
4　一般異議申述期間　平成30年１月16日から平成30年１月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係